

青森県教育委員会

教育委員長 豊川 好司殿

教 育 長 中村 充 殿

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

執行委員長 田村 儀則

教育予算ならびに教職員の勤務条件等に関する統一要求書

2015年度の青森県教育関係予算の策定ならびに県立学校教職員の勤務条件等（一部2014年度分を含む）に関して下記のとおり要求します。

貴職の誠意ある回答を求めます。

I. 勤務条件等の改善について、以下の措置を講ずること。

1. 査定昇給制度を導入しない。

2. 主幹教諭・指導教諭の新しい職を新設しない。

3. 勤務時間について

①休日・祭日に実施されるすべての部活動等の生徒引率やPTA行事、模擬試験、課外講習、学校行事・学年行事等の業務の振替を行うよう通知する。

②平日の放課後に行われる課外講習・部活動のうち勤務時間外に実施されるものの振替を行う。

③庶務システムで振替えることができない時間外労働は振替簿に記録し振替える。

④1日7時間授業の規制を行う。

⑤勤務実態調査の結果を早急に公表し、具体的な多忙化解消の策を講じる。

⑥「限定4項目」以外の時間外労働をさせないよう、管理職員に対して厳しく指導する。

⑦障害児学校における休憩時間を、労働基準法に基づいて確保するよう通知する。

⑧労働安全衛生法を守る立場から、夜間の舎監業務を実施した教職員の次の日の勤務を軽減する。

⑨現業職員の時間外勤務については三六協定に基づいて運用し、管理職が恣意的に運用しないよう通知する。

4. 休暇について

①すべての教職員が年次有給休暇や病気休暇などの休暇を取得できるよう管理職員を指導する。

②病気休暇・介護休暇などの取得による昇給延伸制度を廃止する。過去に適用された昇給延伸を回復する。

③夏季休暇を6日とする。

5. 赴任期間について、赴任期間の通知をする。

6. 労働安全衛生体制について

①各職場の衛生委員会を指導・援助するため、労働組合の代表が参加する県レベルの総括安全衛生委員会を設置する。

②「教職員の勤務時間、時間外・休日労働記録」記入・提出の徹底、管理職員による勤務時間管理の義務づけに係る通知を行う。

③教職員評価の管理職の評価項目に「労働安全衛生の推進」を加える。

④各学校において衛生委員会に組合からの代表を入れるように管理職を指導する。

⑤「安全衛生に関する方針」に基づいて、計画の作成、実施、評価及び改善内容を公表する

⑥実験・実習教育に必要な資格等の取得推進と、これに係る経費をすべて負担する。

また、じん肺法に基づく定期健康診断を該当者すべてに実施する。

7. パワーハラスメントについて

①セクシャルハラスメント・パワーハラスメントについて実態調査を実施し、結果を公表する。

②管理職員に対してセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する研修を行う。各職場においても一般職員に対する研修を実施する。

③パワーハラスメントが発生した場合の対応マニュアルを作製し各職場に周知する。

④パワーハラスメントのための第三者による相談窓口（男女両方に対応）と苦情処理機関を設置する。

8. 「教職員評価制度」について

①個人をS A B C Dでランク付けする総合判定を廃止する。

②評価に対する異論の申し出を公平に審理する第三者機関を設置する。

③学校教育目標の設定にあたっては、地域や生徒の実態を踏まえ、教職員の総意に基づいて設定する。特に、数値目標は設定しないように指導する。

④この制度は賃金にリンクさせない。

⑤評価結果を再任用制度に利用しない。

9. 母性保護について

①高等学校に勤務する保健体育教員に、妊娠判明時から産前休暇の前日までの代替教員を配置する。

②妊娠が判明した時点で、障害児学校に勤務する教員の労働軽減措置として、現在の「学部に2名以上」という、条件を見直し、1名であっても臨時教員を配置する。この件についての管理職への周知を図る。

③特別休暇として妊娠障害休暇（つわり休暇）を新設し、妊娠に関わる病気休暇を180日に延長する。

④臨時教職員が産休をとれるよう、代替保障をする。

⑤特別休暇として「不妊治療休暇」を設置し、通院・入院保障をする。

⑥特別休暇として「更年期障害休暇」を設置する。

⑦更年期障害や不妊治療等で悩んでいる職員がいることを理解し、病気休暇の申し出に対し、快く対応するよう、管理職への指導を行う。

⑧雇用機会均等法や男女共同参画社会推進の精神を遵守し、母性保護や労働条件を悪化させることなく、推進する方向で努力すること。

10. 子育て、介護について

- ①「子どもの看護休暇」の対象年齢を義務教育終了時まで拡大する。
- ②子育て支援対策として、当面、現行の「子どもの看護休暇」を行事等の際に使用できるようにする。
- ③「育児のための短時間制度」を活用しやすいものにするため、制度の周知徹底を図る。取得希望者の調査をし、取得しやすい条件整備に努め、後補充の教職員をすみやかに確保する。
- ④「家族等の看護」に関わる職専免を現行の3日から5日に拡大する。
- ⑤「短期介護休暇」を活用しやすいものにするため、制度の周知徹底を図る。また、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものという条件を外し、急な病気やケガなどの看護、介護のために使えるようにする。
- ⑥介護欠勤の期間を現行の30日から90日に延長する。

11. 臨時・非常勤職員について

- ①定数内臨時講師（臨時実習講師を含む）の配置をやめ、現在採用されている定数内臨時講師をただちに正規採用する。
- ②臨時講師の任用は地公法第17条の規定に基づいて行う。
- ③非常勤講師は一般職として任用する。
- ④希望する臨時講師は継続して雇用する。特に長期間雇用している臨時講師の雇い止めは行わない。
- ⑤常勤の臨時講師の年休は年度を超えて繰越す。
- ⑥現行の教職員評価を臨時教職員に行わないように通知する。
- ⑦臨時講師のスキルアップのために、正規職員と同様に県内外の研修機会を保障する。
- ⑧任用中の臨時講師が本県の教員採用試験を受験する場合は職専免扱いとする。
- ⑨障害児学校介助員の4年後の雇用継続打ち切りを止め、正規職員として採用する。
- ⑩女性臨時教職員の妊娠を理由にした雇い止めを行わないこと。また、女性臨時教職員の産休の権利を保障し、辞令内の産休の保障と代替をだすこと。

12. 教員採用制度について

- ①雇用対策法の主旨に則り、教員採用試験受験者の受験年齢制限をなくす。
- ②校務と日程が重なるのを防ぐため、次年度の教員採用試験の日程を年度内に公表する。
- ③一定の経験年数をもつ臨時教員・非常勤講師等で前年度の一次試験合格者は、翌年の一次試験を免除する特別選考を実施する。
- ④採用試験の結果について、試験科目毎の平均点、面接、模擬授業の得点と評価、採点用紙を情報開示する。

13. 障害児教育指導に携わる教職員の腰痛、頸頸腕症の検診を定期健診項目に新設する。

14. 障害児学校におけるコーディネータや教育相談のための教員加配を増員する。

15. 現業職員の職名を「教育技能員」に統一する。

16. 用務業務に従事する技能主事は本校に最低2名とし、標準規模校（15学級）に最低4名の現

- 業職員を配置する。生徒減に伴う現業職員の削減を行わない。また、調理・農事・障害児教育にかかわる現業職員を配置・増員する。ボイラー・調理業務を民間に委託しない。
17. 理科・水産担当の実習教員については、教免法附則 11 項に準ずる県独自の資格取得の方途を講じ、昇格を早期に実現すること。
 18. 理科・水産・商業・農業・工業の認定講習を県内で開催すること。
 19. 再任用希望者は全員雇用する。また、定数外とする。
 20. 現行の宿日直代行員制度を維持する。雇用継続は本人の希望を優先する。
 21. 統合庶務システムを学校現場の実情に合致した、より使いやすいものに改善する。
 22. 人事異動について
 - ①「個別の勤務条件に関する要求」については直ちに協議と交渉に応じる。
 - ②広域異動や転居を要する異動については、異動 2 ヶ月前に本人の意志を確認する。
 - ③内示制を確立し、苦情処理機関を設置する。当面、本人への内示を 3 月 1 日とする。
 - ④人事異動に際して、管理職による不当労働行為を根絶する。
 - ⑤管理職登用にあたっては、教職員集団の代表にふさわしい教育的識見を有し、地域住民や父母・教職員の信頼に応えうる者を選任する。
 - ⑥実習教員の人員配置は専門性を生かすよう校長を指導する。
 23. 教職員の研修について
 - ①各種の研修、伝達講習会などの開催については、参加の自由と民主的な運営、憲法・教育基本法にそった内容であることの原則を守り、出席を強要しない。
 - ②初任者研修制度を廃止する。当面、レポートなど初任者にとって過重な負担となるような宿泊の強制を行わない。
 - ③10 年経験者研修制度は、本人の希望や自主的な参加とする。
 - ④職責を遂行するために、教職員の自主的な研修を積極的に奨励する。長期休業期間中の「勤務場所を離れた研修」を抑制しないよう通知する。
 24. 「指導改善研修」について
 - ①指導観察対象教員として支援を始めることを告げる際に、本人の希望する第三者を立ち合わせる。また、校長が指導観察対象教員と判断する時点での異議申し立て制度を確立する。
 - ②指導改善研修対象教員審査会の委員に、教職員代表として青森県高等学校・障害児学校教職員組合からの推薦人を加える。また、委員名を公表する。
 - ③審査会で「指導改善研修対象教員の認定」「受診命令」との審査結果を受けなかった者は、「校内での指導又は研修の継続」を行なわない。
 25. 文部科学大臣優秀教員表彰に関して
 - ①教育委員会として推薦を行なわない。
 - ②過去に推薦された者の選考基準を公表する。
- II. 賃金・諸手当等の改善について、以下の措置を講ずる。
26. 55 歳を超える職員の賃金低下を改善する措置を講じる。
 27. 年金制度の改悪に伴い、再任用職員の賃金と手当を大幅に見直し改善する。例えば、寒冷地手当などの支給や期末手当を引き上げること。

28. 副校長・主幹教諭・指導教諭の職務の級を新設しない。
29. 人事委員会制度を無視した削減や法律に基づかない退職金の改悪はしない。
30. 測定可能な時間外勤務については、時間外勤務手当を支給する。
31. 産業教育手当・定時制通信手当と義務教育等教員特別手当との併給圧縮を廃止する。
32. 給料の調整額を復活させる。当面、「特別支援教育手当」の額を大幅に増額し、減額規定を定通手当並みに改善し、支給対象を事務・現業職、管理職まで広げる。
33. 実験・実習教育に必要な資格等の取得を推進し、これに係る経費をすべて県費負担とする。
34. 経験年数・年齢・在級年数を基準とする各職種の上位等級格付けについて
 - ①教育職（一）2級適用者について、経験年数23年（45歳）を基本とする公正な基準で3級「格付け」を行う。
 - ②実習教員の教諭免許所持者の2級格付け（2級ワタリ）について、経験年数を高卒14年、短大・高専卒12年、大学卒10年以上、年齢を36歳以上と条件を変更する。無資格者についても年齢を45歳になる年度に条件を変更する。
 - ③学校事務職員は、経験年数を基本とする公正な基準でだれでも6級まで昇格させる。
 - ④現業職員の賃金について、技能技師と技能主事の格差を是正するとともに、誰でも5級へ昇格できるように昇格基準を大幅に改善する。
35. 臨時講師に教育職（一）表2級を適用する。また、臨時講師の賃金の最高号俸打ち切り制度を廃止する。臨時事務職員を2級にわたらせる。
36. 年度初めに再度任用された場合には、「雇用が継続している」とみなし、一時金を満額支給する。
37. 非常勤講師の賃金を「月例給」とし、時間単価を大幅に引き上げ、通勤手当を全額支給する。
38. 宿日直代行員の賃金は、日額7,500円以上に引きあげ、通勤手当と一時金（一般職員の期末手当相当分）を支給する。また日々雇用の賃金についても日額7,500円以上とする。
39. 舎監手当（宿泊をとまなう業務）及び寄宿舍指導員の宿日直手当を日額7,000円（自営者養成学校は8,000円）以上とする。
40. 夜間定時制課程に勤務する事務職員・現業職員に、夜間定時制勤務手当（2008年度末廃止、月額4,400円）を復活する。
41. 通勤手当は実費全額を支給する。また、部活動・講習などの休日出勤に係る交通費実費を支給する。
42. 住居手当の最高限度額を引き上げ、自宅に係る住居手当を復活する。
43. 扶養手当の支給額を引き上げる、扶養手当の支給対象に配偶者の父母等を加える。
44. 義務教育学校等教員特別手当削減を行わない。
45. 教員特殊業務手当（①非常災害緊急補導 ②修学旅行等引率 ③対外運動競技等引率④部活動指導）を増額する。特に③については、主催団体を区別することなく支給する。④については実際に指導した時間に応じて支給する。
46. 臨時教職員の赴任旅費の支給を制限している要件を廃止し、すべての赴任について支給する。
47. 前歴を有する教職員（臨時講師を含む）の賃金を、前歴換算率を同種10割、異種8割とし、さらに次の措置を講ずる。

- ①号俸換算率をすべて5分の5とする。
- ②当面、同学歴・同年齢で12号給以上の格差がある教職員について、10年勤続は2分の1、15年勤続は2分の2の改善措置を講ずる。

III. 教育条件の整備について、以下の措置を講ずること。

48. 教職員の勤務実態調査に基づいて、週当たり持ち授業時間数軽減が可能となる教員定数配置を行う。
49. 国の責任で高等学校30人学級を実施するよう要望する。
50. 高等学校少人数・30人学級〔職業科25人（商業科を含む）、校舎・定時制20人、〕実施に向けた年次計画を策定する。
51. 高校再編計画の実施にあたっては、生徒の教育を受ける権利を保障するために、地方自治体・地域住民・父母・生徒・教職員組合との協議を行い、柔軟に対処する。
52. 校舎・定通課程を含め、すべての学校に養護教諭・実習教員を配置する。実習教員の適正配置及び実習教員数について、高校標準法・施行令に基づく人数を守り、ゆとりある教育と充実した専門教育が実施できるよう改善する。また、大規模校には養護教諭を複数配置する。
53. 学校現業職員を学校教育法・高校標準法に明記するよう国に働きかける。また、交付税算定基準を改善するよう要請する。
54. 校舎・定時制・通信制課程について、教職員を大幅に増員する。
55. 障害児学校の設置・環境整備等に関する事項
 - ①障害児学校「設置基準」策定を文部科学省に働きかけ、障害児学校の教育環境整備を推進する。
 - ②教職員定数を100%充足させるとともに、各校の実態に応じて、加配を進める。
 - ③高等養護学校と養護学校高等部は「希望者全入」を原則とする。生徒の実態に合った学級を設置する（中学部重複学級に在籍する生徒数に見合った重複学級数を高等部に確保する）。重度・重複障害児の教育充実のため、教員・寄宿舎指導員の特別加配を行う。舎生減を理由にして、寄宿舎を廃止しない。
 - ④「特別支援学校」改革に当たり、盲・聾・知的・肢体不自由・病弱の専門性に配慮した学校を青森・弘前・八戸地区に設置する。特に弘前地区の視覚障害への対応を具体的に検討するとともに、八戸地区に病弱児を対象とした障害児学校を設置する。
 - ⑤教室数が不足している障害児学校を解消し、重度・重複障害に対応できる定数100人規模の学校とするため障害児学校の新設を検討する。
 - ⑥青森第二養護学校、弘前第一養護学校、八戸第一養護学校、八戸第二養護学校に第二体育館を設置する。また、すべての養護学校にグラウンドを設置する。設置の難しい学校（黒石養）は移転も含めて検討する。
 - ⑦すべての障害児学校にエアコンまたは扇風機を設置すること。特に体温調節の難しい障害児、気温変化に過敏な障害児が学習する教室へエアコンを設置する。
 - ⑧障害がある子の早期教育の環境を整備する。特に盲学校の幼稚部に3・4歳児のクラスを設置するなど、盲・聾学校の幼稚部充実を図るとともに、養護学校へ幼稚部を設置する。

- ⑨学校給食未実施校については、児童・生徒や親、教師の意見や要望を尊重し、自校方式で実施する。特にむつ養護学校の給食を早急に自校方式にする。
56. 全ての学校に専任の司書教諭を配置する。
57. 臨時教職員の配置が特定の地域や学校に偏らないようにする。
58. 公教育に係る施設・設備の費用はすべて公費で措置する。児童・生徒の県立学校納付金の金額と用途を調査し、公表する。
59. 対外競技に伴う児童・生徒引率旅費はすべて県費から支出する。旅費の総額やその用途を職場の教職員に公開する。旅費が管理職本人や管理職の恣意的な用途に偏らないようにする。
60. 学校納付金、旅費以外の学校会計のすべてを所属の教職員と保護者に公開する。
61. 定・通課程修学奨励金について次の要件を廃止する。
- ①貸与資格についての「また、単位制による定時制の課程及び通信制の課程については、4年以内で卒業する計画を有する生徒に限ります。」
- ②契約解除についての「全文」
62. 夜間定時制高校は勤労の有無にかかわらず、教科書の無償制度や給食の補助を復活する。また、八戸中央高校夜間定時制の完全給食を継続し、他校においても完全給食を実施する。
63. 「教育は無償」を原則とし、県立高校の入学料・受験手数料を廃止する。授業料免除制度に所得制限を導入しない。
64. 文部科学省の「高校生修学支援基金」制度改正を受け、本県における高校生の奨学金事業について、低所得世帯の生徒等に対して、「返還猶予」「返還減免」の制度を導入する。
65. 学校納付金未納を理由とした卒業延期の処置を行わないように通知する。
- IV. 民主教育確立について、以下の措置を講ずること。
66. 高校入学者選抜は特定の選抜委員だけで行わず、全教員の協議によって行うよう通知する。
67. 併設型中高一貫教育を見直すこと。入学児童の決定にあたっては、適格者主義にもとづく選抜試験的な内容の検査を実施しない。新たな併設型中高一貫校を設置しない。
68. 教員免許更新制について
- ①制度の廃止を文部科学省に申し入れる。
- ②更新講習の受講を出張扱いにする。
- ③免許更新の手数料を無料にする。
69. 開かれた学校づくり、豊かな学校づくりをめざして、子ども、保護者が自由に意見を述べ、それが学校教育活動や学校運営に生かされるシステム（例えば職員・生徒・保護者が参加する三者協議会など）を導入する。
70. 「子どもの権利条約」の趣旨が生きる学校運営の徹底を通知する。
71. 学校運営に係る「確認書」（1976年6月30日）の趣旨を新たに管理職に通知する。主任制度・主任手当を廃止し、主任手当の財源を教育予算に振り向ける。
72. 学校教育活動でボランティア活動の強制は行わず、単位認定の対象としないこと。
73. 「日の丸」「君が代」については、憲法の保障する基本的人権や思想及び良心の自由を尊重

- する立場から、教職員、子ども、保護者に強制しない。
74. インターンシップの実施の対象から自衛隊を除外する。
 75. 自衛隊に対して労働・文部両省の「申し入れ」（1982年4月8日）を無視した隊員募集や校内における自衛隊の説明会を行わないよう申し入れる。また、自衛隊による丸抱えの「研修」に教職員を派遣しないよう通知する。
 76. 未就職で卒業する生徒に対する手当給付型の長期間就職訓練保障などの制度を実現するために関係機関と協議する。

以上